

静岡県教育委員会  
学校教育課長様

平成24年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

# 要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、通級指導教室について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚・発達障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室、養護学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。近年においては、本会主旨に賛同される校内特別支援コーディネータの先生方にも本会に加入していただき研究団体としての基盤が確立されています。

現在、通常学級における特別支援教育のウェイトが緊張を伴いながら大きくなっている現状の中で、通級指導教室に対するニーズが量と共に質の面でも急増しています。今後も、言語・聴覚障害児教育はもとより、発達障害児教育等も含めた研究組織として本県の特別支援教育の発展に対して更なる役割を果たしていきたいと考えておりますので、別記事項について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成24年10月 日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会  
会長（静岡市立番町小学校長）宇佐美昌好

## 静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会＝静言研とは・・・

### 1. 組織の沿革

昭和 44 年、静岡市立一番町小学校と浜松市立高砂小学校に「ことばの教室」が開設された。以後、次々に「ことばの教室」が開設された。

昭和 45 年、静岡大学の新井清三郎教授を会長として「静岡県言語障害研究会」が発足された。「ことばの教室」6 教室の担当者を中心に 20 名の会員でのスタートであった。この会は教育に関することのみならず、医療・福祉の増進を図ることも目的として、調査、診断、治療、教育、福祉など幅広い分野で研究協議や情報交換が活発に行われた。

昭和 55 年には、言語障害学級 20、難聴学級 8、関連言語教室（幼児）3、会員数 90 名となり、会の名称を「静岡県言語・聴覚障害児教育研究会」と改め、難言教育の向上のための実践的研究を着実に積み重ねていった。しかし、依然として、「実態は通級」だが「制度は固定学級制」という矛盾は解消されていなかった。このような状況に対して、文部省は平成 2 年に「通級学級に関する調査協力者会議」を設置し、平成 5 年、「通級による指導」が法制化され、教育課程に明確に位置づけられるようになった。このことにより、県内すべての言語障害学級は「通級による指導」に移行し、30 年来の矛盾を解消することとなったが、教員配置の根拠を定めなかったため、現在に至るまで**通級指導担当者は加配教員**という立場となり、教員配当に曖昧さを残すこととなった。

平成 10 年、静岡市において「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会の静岡大会」が開催された。大会を開催するにあたって、校長会組織や行政との関連が薄いことが大きな障壁となっていたが、大会の開催を機に難言教室（学級）設置校長会を組織し、事務局校校長が実行委員長を務めるなどの組織改革を行った。その後もこの改革の流れは継承されていき、静言研会長を現職校長が就任するなど研究団体としての強固な基盤が確立されていった。

平成 19 年度より、会の名称を静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会と改め、発達障害通級教室を組織会員に加えた。特別支援教育の実施に伴い、教育現場からのニーズが拡大したり、求められる専門性に変化が生じたりしており、新たな課題への取り組みが急務となってきた。今まで以上に、校長会組織や行政との関連を強め、連携して言語・聴覚・発達障害教育にかかわる指導者の資質向上や教育環境整備に努めている。

### 2. 組織の構成

運営組織としては、公立小学校設置校校長による会長(1名)・副会長(4名、内1名は発達障害通級教室設置校長)を置き、会員の中から運営委員(平成24年度24名)・専門委員を(平成24年度11名)を互選している。

会員は、言語・難聴・発達障害教室担当者、幼児言語教室担当者を中心に医療・福祉関係者、教育行政担当者、学識者、通常学級担任、特別支援学級担当者、特別支援教育コーディネーターなど約 200 名で構成されている。

### 3. 研修と事業内容

- ① 定例研修会(年3回東中西の各地区で順次開催)
- ② 新任者研修(通級教育経験年数3年未満の指導者対象 約60名参加)
- ③ 地区講習会(各地区において)
- ④ 小中学校通級指導教室設置校長・幼児指導機関所属長会(東中西の各地区において)
- ⑤ 要望書の提出(県教育委員会、各政令市)
- ⑥ 各専門部会・委員会活動(研究部、調査対策部、会計部、早期教育検討・教室設置啓発事業委員会、通級教育・組織検討委員会)
- ⑦ 県身体障害者福祉会(県厚生部)補助事業
  - ・ 幼児教室運営費補助事業
  - ・ 地区講習会への助成
  - ・ 指導者研修会への助成
  - ・ 啓発事業(ホームページによる相談事業)への助成

# 要 望 事 項

## I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。
- 2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。
- 3 「サテライトによる指導」について、教材・教具などの環境が整わないことや、多忙等の理由により、実施に踏み切ることができない教室もあります。今後も、ニーズに応じて柔軟に「サテライトによる指導」や「巡回指導」が実施できるよう、環境整備にご配慮いただきますようお願いいたします。
- 4 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観なども欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただくようお願いいたします。

## II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

## III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

県内の難聴児のニーズについて正確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けることができるよう、ご配慮をお願いいたします。

## IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることをお願いすると共に、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。
- 2 県内では中学校の発達障害通級指導教室は浜松に3教室ありますが、他市町は通級での指導を受けることができるのは6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室の新設をお願いします。

## V 早期指導充実発展のための要望

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。  
そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

## I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、平成8年度には言語障害通級指導教室が29教室しかなかったものが、今年度は発達障害通級指導教室を併せて76教室にまで増えてきました。しかし、表I-1からも分かるように、地区によって通級指導教室の設置数や設置率に大きな差があります。郡部では、町は通級指導教室が設置されていないところがほとんどで、市部でも、障害区分によっては未設置のところも少なくありません。そのため、他市町から時間をかけ苦労して通う通級児童・保護者が少なくありません。また市町村合併により同一市内でも遠距離から通級している児童もいます。

こうしたことから、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。

表I-1 幼児言語教室・学齢言語障害通級指導教室・学齢発達障害通級指導教室のうち、未設置の教室がある市町

		東部	中部	西部
学 齢 ・ 幼 児	通級指導教室が設置されていない市町	賀茂郡東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 駿東郡 清水町 長泉町 小山町	榛原郡川根本町	
	学齢の通級指導教室が設置されていない市町		榛原郡吉田町	
学 齢	言語障害通級指導教室のみの市区	下田市 伊豆市	菊川市 牧之原市	浜松市北区 天竜区 湖西市 周智郡森町
	発達障害通級指導教室のみの市区	伊豆の国市 田方郡函南町		浜松市西区 伊豆の国市

2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつ、その経験が確実に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、図 I-2-①が示すように担当者の年齢は過半数が 50 歳以上で、20 歳代は 0%、30 歳代の担当者は全体の 9%程度の状態にあります。このことは、1 市町 1 教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因として考えられます。

また、図 I-2-②のように担当者の半数近くが経験年数 3 年未満となっています。

このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり、深めたりすることが難しく、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題として挙げております。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立った均衡のとれた人事が行われるようご配慮をお願いします。また、近隣地区や新任者等の研修の機会を設けることで、担当者が幅広く育成されていくようご配慮をお願いいたします。

図 I-2-①人数 割合

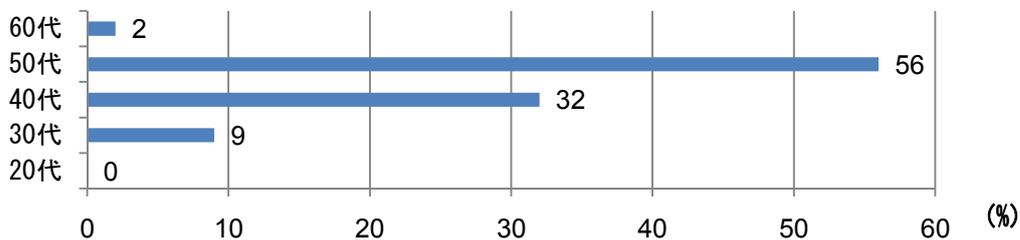
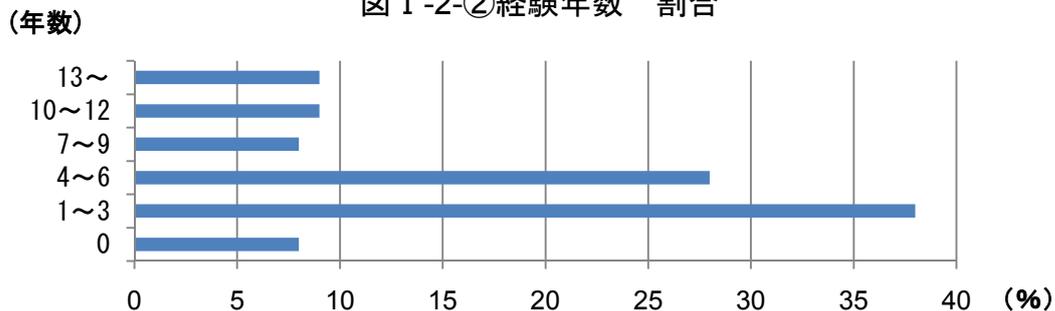


図 I-2-②経験年数 割合



3 「サテライトによる指導」について、教材・教具などの環境が整わないことや、多忙等の理由により、実施に踏み切ることができない教室もあります。

今後も、ニーズに応じて柔軟に「サテライトによる指導」や「巡回指導」が実施できるよう、環境整備にご配慮いただきますようお願いいたします。

通級指導教室における指導は、保護者の強い希望もあり、午後に指導を集中せざるを得ない状況にあります。今年度は、県下10校で「サテライトによる指導」を実施し（図I-3-①）、10校中7校が午前中に指導時間を設け、3校が終日指導を行っています（表I-3-①）。そこでは、図I-3-②のように、51人の児童が「サテライトによる指導」を受けています。

「サテライトによる指導」を実施したことで、保護者の送迎の負担が減るとともに、担当者が1日の時間を有効に活用できるようになり、勤務時間の負担が軽減される効果がみられました。また、サテライト校では、学級での児童の様子を観察する機会が増えたり、特別支援教育コーディネーターや学級担任、管理職等と直接に情報交換や共通理解をすることができたりしたことで指導の成果が上がっています。

しかし、図I-3-②のように、「サテライトによる指導」を実施しているのは、全体の16%に過ぎません。実施することのメリットを感じながら、実施していない通級指導教室は24校（37%）あります。また、実施を希望していない通級指導教室においても、希望しない理由に、「教具・環境等の面で実施が困難であり、児童の状況に応じて急な対応ができない」「通級児童が多くて、多忙で余力がない」「担当者が一人で実施が難しい」等、現状では実施するにあたって困難な状況があることを挙げています。

「サテライトによる指導」に際しては、その都度、教材・教具を持ち運ばなくてはなりません。サテライト用に教具や環境を整えるための予算がないからです。また、1教室における担当者が一人しかいないことも大きな課題となっています。

児童や保護者、在籍校等のニーズに柔軟に応じ、質の高い「サテライトによる指導」や「巡回指導」を行うことができるよう、人員や予算等の環境整備にご配慮をお願いいたします。

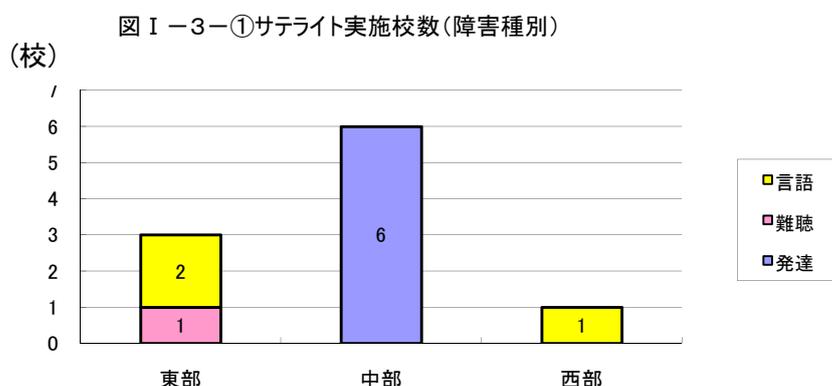


表 I - 3 - ① 「サテライトによる指導」実施状況

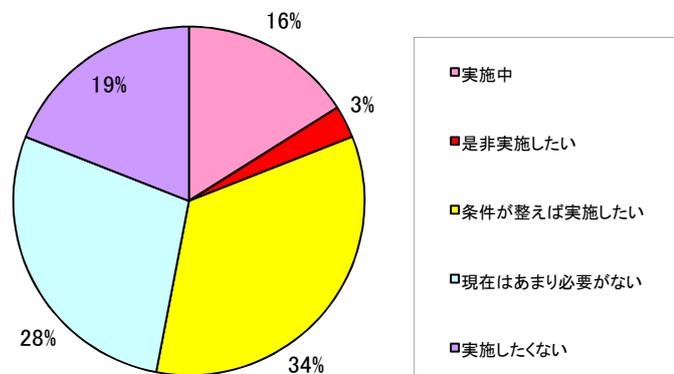
地区	本校名	サテライト校名	障害種	時間帯
東部	下田市立下田小	河津町立さくら幼稚園	言語	午前
	沼津市立第二小	沼津市立愛鷹小	言語	終日
	富士宮市立東小	富士宮市立柚野小	難聴	午前
中部	静岡市立番町小	静岡市立麻機小	発達	午前
		静岡市立千代田東小		
	藤枝市立岡部小	藤枝市立葉梨小	発達	午前
	藤枝市立西益津小	藤枝市立青島東小	発達	午前
	島田市立島田第一小	島田市立島田第二小	発達	午前
		島田市立島田第五小		
		島田市立川根小		
吉田小ことばの教室	吉田町立住吉小	発達	午前	
掛川市立大坂小	掛川市立原谷小	発達	終日	
西部	浜松市立積志小	浜松市立豊西小	言語	終日

表 I - 3 - ②

「サテライトによる指導」児童数

	東部	中部	西部	計(人)
言語	9	0	8	17
発達	0	33	0	33
難聴	1	0	0	1
計(人)	10	33	8	51

図 I - 3 - ② サテライト実施希望

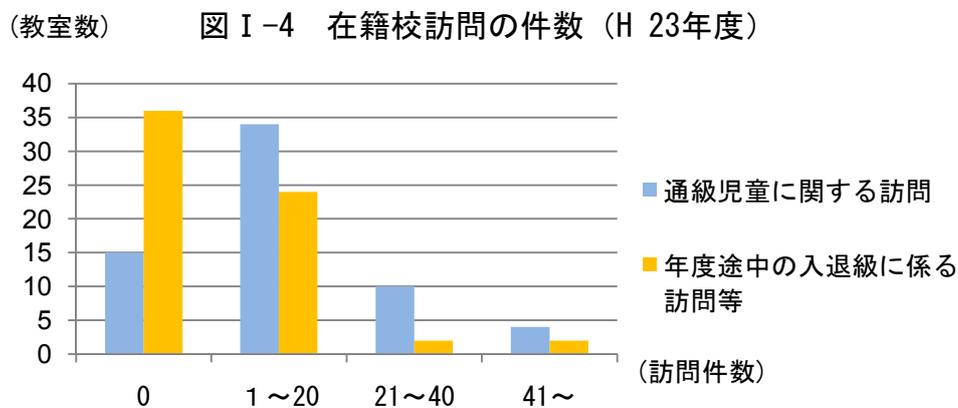


4 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観なども欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただくようお願いいたします。

通級指導教室は、通級児が在籍校で自分らしさを発揮しながら、いきいきと活動することを大きな目的としています。通級指導教室の指導で教育効果を高めるためには在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の1つです。ひとりの児童に対し最低でも年1回の在籍校訪問を行っています。すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間と旅費を費やしていることは明らかです。

また、通級指導教室では、図 I-4 のように年度の途中での入級に係わる教育相談の数が非常に多く、更に増加傾向にあります。相談の際には、在籍校に出向き、学校での様子を把握することも重要です。また、退級していく児童についても在籍校での支援に移行できるよう、在籍校での教育相談や支援会議に参加させていただくこともあります。

在籍校訪問を必要に応じて行うことができるよう、在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただきたいと思います。



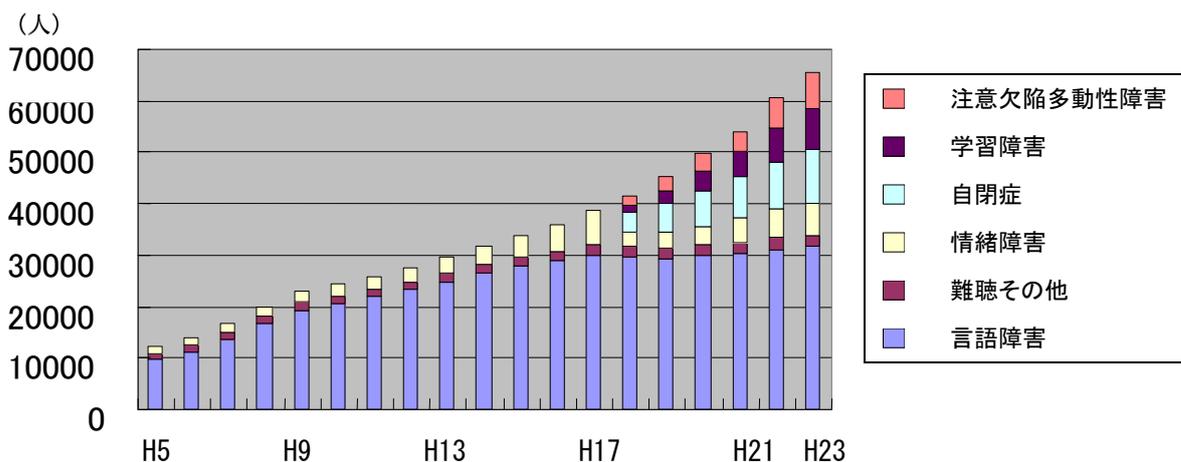
## II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

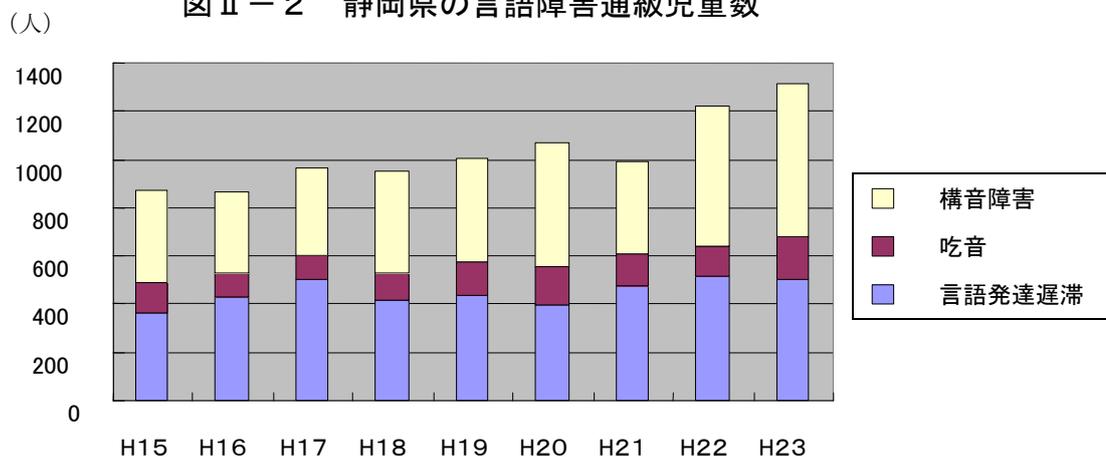
図Ⅱ－１に示すグラフは、平成５年度から平成２３年度までの通級による指導を受けている全国の児童の推移を示しています。これによると、通級指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあり、平成２３年度では３１，６０７人に達しています。これは、昨年度比＋５４１人となります。

また、平成２４年５月に静言研が実施した基本調査によりますと、平成２３年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は１，３３９人で、本県も全国の推移と同じように増加傾向にあることがわかります。（図Ⅱ－２）

図Ⅱ－１ 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（公立小・中学校合計）



図Ⅱ－２ 静岡県の言語障害通級児童数



また、平成23年度全県調査では、資料表Ⅱ-1が示すとおり、現在通級していないけれども言語面の困難さがあり指導が必要と在籍学校で認められている児童が小学校244人、中学校27人いることが報告されています。

このような状況でありながら、表Ⅱ-2のとおり県内の言語障害通級指導教室数は平成21年度より横ばいとなっています。

このような教室数や担当者の不足は、担当者一人当たりが指導する児童数や、必要があっても指導を受けられない待機児童の増加を招いており、児童や保護者のニーズに十分応えているとは言えない状況です。

表Ⅱ-1 通級指導教室での支援を受けている児童・生徒、ならびに、未通級で通級指導教室での支援が必要と思われる児童・生徒

小学校			中学校		
	現在通級中	通級していないが通級が必要		現在通級中	通級していないが通級が必要
言語教室	925	244	言語教室	通級なし	27
難聴教室	26	9	難聴教室	9	1
難聴学級	4	0	難聴学級	0	0
発達教室	580	1106	発達教室	20	329
合計	1535	1359	合計	29	357

表Ⅱ-2 静岡県通級指導教室数

指導教室名 \ 年度別教室数	21年度	22年度	23年度	24年度
言語通級指導教室	39	39	39	39
発達通級指導教室	20	34	35	36
難聴学級・通級指導教室	12	11	3	3

下記の表Ⅱ－３・４は、「平成 23 年度幼児ことばの教室に通っていた児童について」の資料です。

言語障害における早期教育の成果は、これまでも報告されていますが、表Ⅱ－３からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということがわかります。また、表Ⅱ－４は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによって適応状態がより早く改善することが把握できます。

以上を踏まえ、言語障害を持つ児童・生徒の適応状態を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とするすべての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、適切な言語障害通級指導教室の設置や担当者の配置をよろしくお願いいたします。

表Ⅱ－３ 適応状態が改善して退級した児童数

	東 部	中 部	西 部	全 県	比 率
1 年	3 2	7 2	7 4	1 7 8	3 7 %
2 年	2 8	5 4	5 1	1 3 3	2 8 %
3 年	1 2	3 2	2 8	7 2	1 5 %
4 年	1 2	2 2	1 9	5 3	1 1 %
5 年	5	1 9	2	2 6	5 %
6 年	4	1 0	5	1 9	4 %
合計	9 3	2 0 9	1 7 9	4 8 1	1 0 0 %

表Ⅱ－４ 上記のうち幼児言語教室に通っていた児童数

	東 部	中 部	西 部	全 県	退級児童中の比率
1 年	23	62	38	123	69%
2 年	17	40	35	92	69%
3 年	4	15	19	38	53%
4 年	6	11	9	26	49%
5 年	3	7	0	10	38%
6 年	0	3	1	4	21%
合計	53	138	102	293	61%

### Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

県内の難聴児のニーズについて正確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けることができるよう、ご配慮をお願いいたします。

障害者手帳を持たない18歳未満の軽・中等度難聴児は、県内に500人程度おり、毎年30～40人ほど増えているといわれています。(つなごう医療 中日メディカルサイトより) ありがたいことに、8月には、FM補聴システムの無料貸し出し事業が始まりました。計10セットという限られた台数、貸出期間も6ヶ月と決まっていることから、台数の増加、貸出期間の延長をお願いいたします。

また、障害者手帳を持たないため、高額な補聴器を全額自己負担で購入しなければならず、経済的負担を理由に装用が遅れるケースもあります。時期を逸することなく、適切な補聴手段を獲得し、適切な支援を受けることで、言語やコミュニケーション能力の習得が可能になることを考えると、補聴器購入費用等の助成制度の創設と社会参加に向けての難聴児支援の充実は、なくてはならないものと考えます。

難聴児のニーズという点については、通常の学級で、困難さをかかえながらもその困難さを誰にも理解されずに生活している難聴児は、実際にどのくらいいるか私たちには、正確に把握できません。なぜなら、聞こえにくさは、目に見えないからです。障害者基本法に基づき障害を持つ児童・生徒の通常学級での支援も行われています。しかし、現在、通常学級に在籍する難聴児は必要としている支援が受けられていません。それどころか、聞こえにくいことを伝えることもできずに生活している児童・生徒が多いのです。

ある難聴児のクラスで、担任が「聞こえなかったら遠慮しないで聞いてほしい。」と言うと、彼女は、「補聴器をつけているから大丈夫。先生が言ったことは分かる。」と答えました。先生はそれで安心したそうですが、実は、彼女自身自分がどれほど聞き漏らしているか分からないのです。自分では、聞こえにくさを比べることができないのです。しかも彼女は、静かなところでは、ことばを聞き取ることができるので、周りの人から見ると、「聞こえている」と「誤解」されます。このように、彼女のニーズは、会話や授業の内容が理解しにくいという困難さがある上に「その困難さが周りの人に理解されにくい」という困難さが重なってしまうのに、周囲の人、両親にさえ分かってもらえないことになってしまいます。

聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室が近くにあれば、このような児童・生徒への適切な支援、難聴児を取り巻く環境への働きかけも可能になります。ぜひ、難聴児のニーズについて正確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けることができるよう、ご配慮をお願いいたします。

#### IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

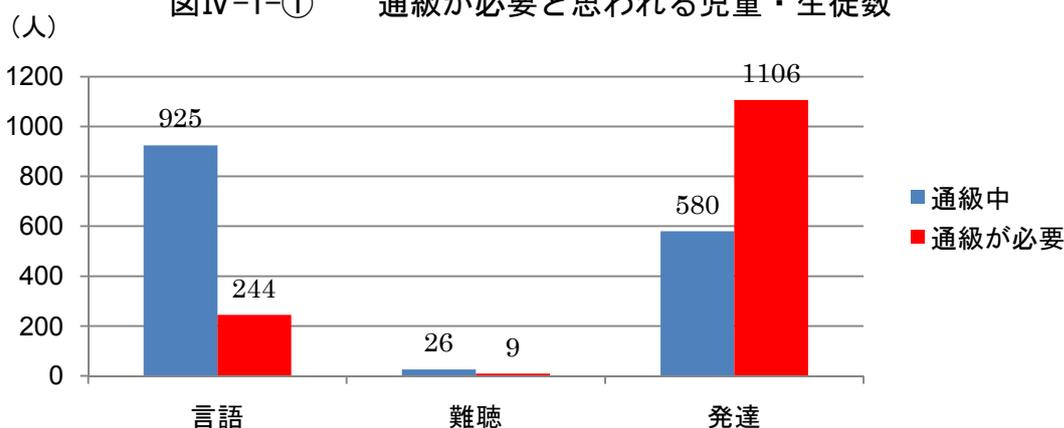
- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることをお願いすると共に、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。

図IV-1-①は、昨年度通級指導教室を利用していた児童・生徒数と、通級していないが通級が必要と考えられた児童・生徒数です。発達障害通級指導教室での指導が必要と考えられる児童・生徒は、実際に通級している児童の約2倍近くでした。それ以外にも、児童・生徒数が定員を超えているため受け入れが難しい等の理由により、入級を待機している児童・生徒数が全県で32名いました。また、次年度からの入級を前提として指導を行ったり、校内支援として相談や指導を継続したりしている児童・生徒が105名もいました。発達障害により、通常の学級での生活のしにくさや学習のしにくさを感じ、自己肯定感が下がってしまっている児童生徒が急増しています。まだまだ県内で発達障害通級指導教室での支援を必要としている児童・生徒のニーズには十分に答えられていません。

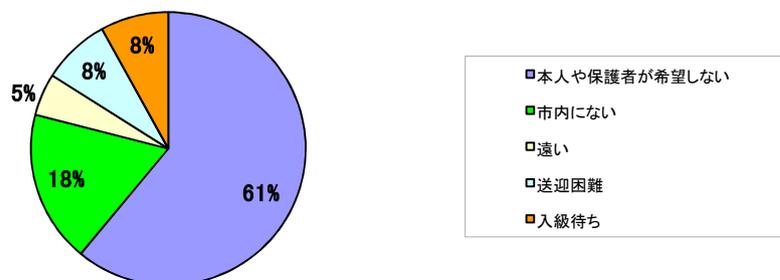
現在、県内35市町の中で、発達障害通級指導教室が設置されていないのは、23市中5市、12町中11町です。政令指定都市である浜松市の場合は7区中2区が未設置の状況にあります。一人ひとりの教育的ニーズに合った「多様な学びの場」を用意しなくてはいけないことは、文部科学省の報告にも書かれていますが、この結果は、残念ながら、県内において対応できていないことを表していると言えます。未設置の市町においては、一刻も早い新設をお願いします。また、市町村合併により個々の市町の面積が広がったため、図IV-1-②の示す通り、設置されていても教室が非常に遠く、通級したくても通級が困難な場合も多いのが現状です。児童・生徒や保護者の負担を軽減し、ニーズに応えるために、既設置の市町においても、増設が必要と考えられます。発達障害通級指導教室が通級可能な距離の場所に新設・増設されれば、通級困難な児童・生徒の31%にあたる約430名が通級可能になります。

今後も入級希望者はさらに増加することが予想されます。地域のニーズに応じた教室の新設・増設をお願いします。

図IV-1-① 通級が必要と思われる児童・生徒数



図IV-1-② 通級しない理由



2 県内では中学校の発達障害通級指導教室は浜松に3教室ありますが、他市町は通級での指導を受けることができるのは6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室の新設をお願いします。

中学校の現場でも発達障害についての理解が進み、通級による指導が必要であると在籍校で判断された生徒が増加しています。昨年度66011名を対象とした全県調査では、図IV-2-①に示すように、0.5%にあたる357名の生徒が通級指導を必要として挙げられ、その内の9割以上が発達障害通級指導教室の対象と考えられています。

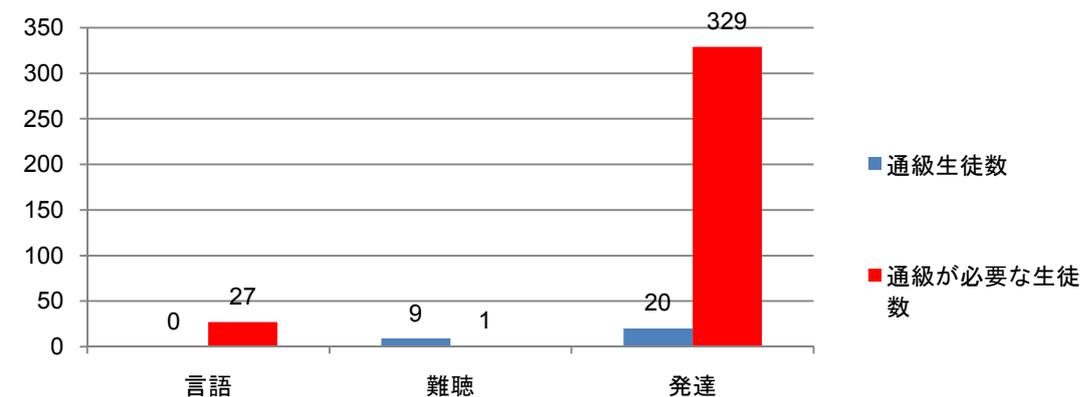
調査回答から、現状では中学校に発達障害通級指導教室が設置されていないために、各学校が創意工夫して校内の人的・物的資源を活用して支援を行っているものの、ソーシャルスキルや対人スキルを専門的に指導する場を強く求めたり、具体的な支援方法の提案や助言を受けたいと要望していたりすることがうかがわれます。小学校で発達障害通級指導教室の指導を受けていた生徒については、中学校でも継続したいが教室がないために必要な指導ができないといったケースも報告されています。

平成24年5月に静言研が実施した基本調査では、図IV-2-②に示す通り、小学校で通級指導教室に通っていた児童が、中学進学後も継続指導が必要と思われる割合が全体の約6割であるにもかかわらず、そのうち大部分が中学校に通級指導教室がないために、指導を中止せざるを得なかった状況になっています。指導・教育が中断してしまうことは、将来の社会自立を妨げることになるかもしれません。特に、中学校期

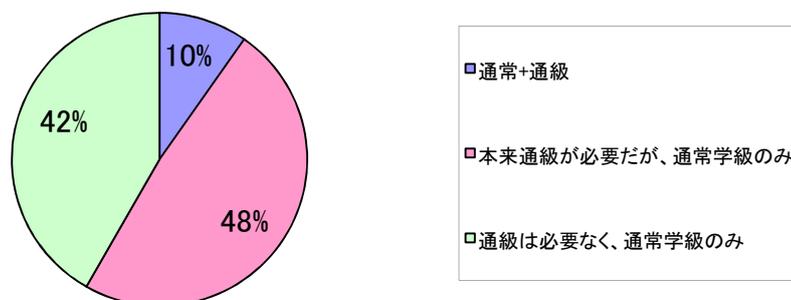
は思春期を迎え、小学校期と異なる新たな問題が起こり、困難さを感じる事が予想され、ニーズは非常に高いと思われます。また、文部科学省の平成15年「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」でも、「不登校との関連で新たに指摘されている課題として注目されているものに、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）等があります。」とあり、現場からも、発達障害をもっている生徒が不登校傾向になってしまっているのが支援に協力してほしいとの声もあがっています。県内で唯一中学校の発達障害通級指導教室が設置されている浜松市では、通級指導を受けたことで不登校傾向だった生徒が安心して登校できるようになったケースや、特性に合った学習方法を学び学習意欲を取り戻したケース、自己の特性を知り対人スキルを高めて集団生活での困り感が軽減されたケースなどが報告されています。

以上のことから、発達障害をもつ生徒が適切な支援や環境調整を受けることで、二次的な障害を予防するためにも、中学校における発達障害通級指導教室の開設をお願いいたします。

図IV-2-① 中学で通級が必要と思われる生徒数



図IV-2-② 中学校の通常学級に進学した6年生通級児童



## V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。

平成24年度、「幼児ことばの教室」は47教室あり、その教室を担当する行政はさまざまです。(表V-1-①) また、設置場所についてもさまざまです。(図V-1-①)

学齢のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」においては、小学校へのスムーズな就学や通級教室へのスムーズな移行、また指導等に関する日常的な情報交換や研修が行われることができ、成果をあげています。図V-1-②に示すとおり、9割以上の子どもが通常学級へ就学することから、今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

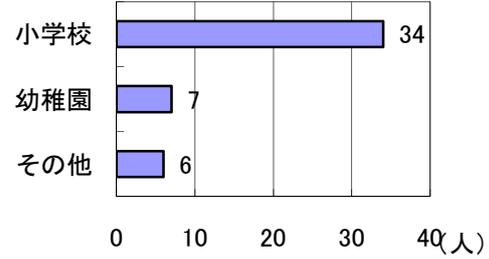
また東部地区では未設置地域が多く、希望があっても遠距離で通いたくても通えない状況です。そこで幼児のことばの発達や心と身体のバランスのとれた発達のための早期教育の必要性を啓発し、幼児ことばの教室の設置を促進するため、県の助成金により平成23年度より3か年計画で「東部地区巡回相談事業」を実施することにしました。5町での巡回相談を行い相談結果や保護者の願いを各教育委員会に報告しました。(表V-1-②) 平成26年度以降も継続して支援が受けられるよう東部地区に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

平成24年7月23日、中教審より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が出されました。「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や支援の充実は必要である」とあります。「幼児ことばの教室」は乳幼児期に保護者が気軽に相談できる重要な支援機関です。今後益々相談希望者の増加が見込まれます。そのためにも指導員の増員をお願いいたします。また、待機幼児を軽減するためにも設置基準の内容のひとつとして、対象幼児数に対して指導者数を決定する方向でお願いしたいと思います。

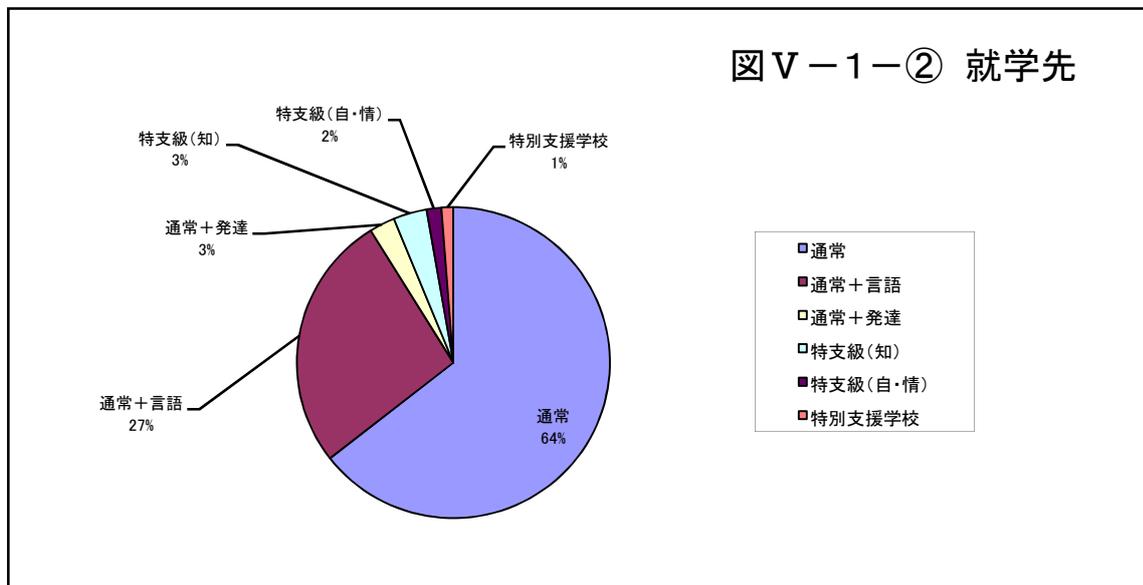
表V-1-① 担当行政 (教室数)

教育行政	39	教育委員会
福祉行政	6	こども保育課 4
		子育て支援課 1
		子ども未来課 1
その他	2	地域療育センター 東遠学園組合立

図V-1-① 設置場所



図V-1-② 就学先



表V-1-② 東部地区巡回相談結果

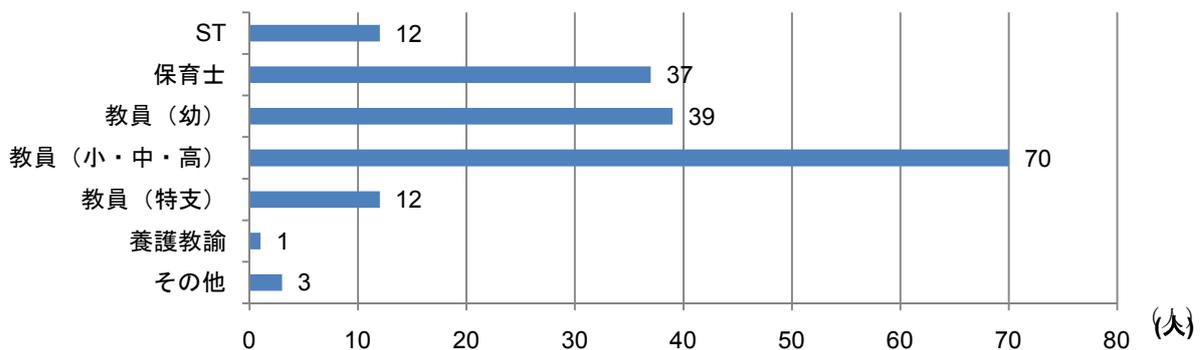
巡回先	回数(回)	相談人数(人)
東伊豆町	3	18
西伊豆町	1	5
南伊豆町	1	1
河津町	2	8
松崎町	2	5
合計	9	37

2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等(研修参加の制約を含む)の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。しかし、指導員は高い専門性(資格)を持ちながら(図V-2-①)身分は臨時や非常勤であり、正規の職員は9%にとどまっております。(図V-2-②)高い専門性を生かして指導に当たれるようできるだけ正規の職員を配置する必要があります。

嘱託などでは勤務年限が制限されている市があり、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、また新たな専門性を身につけるための研修も必要となります。こうした点からも現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等(研修参加についての制約も含む)の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

図V-2-①保有資格(複数所持者あり)



図V-2-②職種別人数

